

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成30年6月12日

茨城県監査委員	細谷典幸
同	伊沢勝徳
同	岡野栄治
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象団体名 公益社団法人茨城県農林振興公社	監査実施年月日 平成 30 年 2 月 22 日
○監査の結果 茨城県農林振興公社穀物改良事業地域連絡協議会指導推進業務委託において、予定価格を設定せず、かつ見積書を徴取しないまま、契約を締結したこと、また封書による予定価格表を作成しなかったことは適切でない。	
○措置状況 職員に対して、茨城県農林振興公社会計規程が準用する茨城県財務規則における予定価格の設定等について周知を行った。 また、出納その他事務の執行について、担当部長や総務企画部に適宜、協議・相談して、適正な執行に努めるよう周知するとともに、担当部長だけでなく総務企画部においても、さらに厳重にチェックすることにより、再発を防止する。	